

京都大学	博士(文学)	氏名	朝 田 佳 尚
論文題目	監視化とコミュニティに関する臨床社会学的研究		
(論文内容の要旨) 本論文の目的は、監視カメラの急増に代表される社会の「監視化」という現象を取り上げ、商業地域や自治会などを対象にした具体的なフィールド調査によりそれが成立していく諸過程を明らかにすることにある。特に、監視カメラというメディアに焦点を絞り、カメラ設置にいたる地域社会の多様な人間関係の具体的な分析を通して、従来の社会学や監視社会論・監視社会研究が見落としてきた社会過程を考察する事により、監視をめぐる現代社会論に新たな視座を提供したものである。 本論文は、先行研究の考察とフィールド調査を通じて、次のような社会学的意義を生み出した。①監視カメラの急増は、社会の構造的な変容というよりも生活領域における多様な関係者の相互作用の結果であること。②従来の議論が理論的な枠組みの精緻化を志向しすぎた結果、現実の監視における人間の関係性を見落としてきたことを、監視カメラ導入過程の具体的な分析によって指摘したこと。③監視の問題を権力により操作された能動的な主体の構成という観点から理解してきた従来の視座を超えて、現代的な集合主体が、技術が媒介する想像上の他者に対する憎悪にもとづいて、過度に強固な同一性を備える「コミュニティ」として成立するという新たな枠組みを提示したこと。その上で、従来の社会学による監視批判論を再構成する方途を示した点が、本論文の最大の貢献であると考えている。 現代社会は急速に監視化を進めていると言われる。確かに、GPSや生体認証などの技術の急速な広がり、従来のような政府の統制や隣組による相互監視とは異なる様式の監視が社会的に受容され、日常の風景の一部になりつつある。その中でも特に日常化したものの代表例として監視カメラがあげられる。以前は捜査機関が限定的に使用していた監視カメラは、今や公共空間も含めたあらゆる場所に設置され、地域住民が自ら設置することも少なくない。 いくつかの社会学的研究は、それに解答を与えようとしてきた。典型的な研究として、近代化による国民国家の成立や、グローバル市場の拡大と情報技術の発達に、社会の監視化の推進の根拠を見出そうとするものがある。それらはいずれも、社会の質的変容が過剰な流動性や不確実性を生み出したために、それを制御するための権力とそれに自発的に協力する主体が成立したと捉える。 こうした理論的な枠組みは、現代社会に生起しつつある現象をいち早く捉え、それを批判的に検討した点で確かに意味のあるものだった。しかし、この枠組みには大きな問題がある。権力の強制性を弱めるとともに主体の自発性を想定した図式を採用し			

たために、人びとはもはや一方的に操作された存在ではなく、自らの自由のために監視を能動的に受容するという論理を展開せざるをえなくなってしまったのである。その結果、権力批判的な論点は中和されてしてしまうことになる。

こうしたこれまでの監視をめぐる視点に対して、本論文では、従来の枠組みを相対化し、具体的な事例に着目することで、監視をめぐるポリティクスの現実を分析しようと試みた。そのために、本研究では、社会の監視化の代表例である監視カメラを具体的対象に据えて、フィールド調査を行い、現実の人間関係のなかでの監視カメラ受容の過程を探る。社会の監視化を相対化して捉え自らの意味を生成する人びとの実践を確認し、監視カメラというメディアを介した、あらたな人間関係の再編成を見いだすなかで、そこに生じる監視と管理をめぐるポリティクスを明らかにしたのである。そうすることで、従来の研究が陥った隘路を脱出するとともに、監視社会のはらむ問題性に権力批判という観点から新たな視座を加えることができたと考える。

本論文の構成は以下のようなものである。

序章では、問題の概要を紹介するとともに、先行研究の批判的検討と本論文の位置づけを行った。

第1章では、新聞や雑誌などの資料の分析から、監視カメラがどのように表象されてきたのかを一貫した形で示した。監視カメラは1960年代から警察と大企業により散発的に特殊な目的に合わせて設置が行われ始めたが、1970年代からその表象は変化する。設置領域が急速に拡大するとともに、犯罪に対応するものとして監視カメラは位置づけられてきた。1990年代に入るとこの傾向は定着し、2000年代には監視カメラは地域コミュニティによって管理・運営されるものという表象が一般化してきた。こうした変遷を通して、監視カメラが徐々に公共の開放空間に広がっていったこと、同時にその拡大の中で開放空間を管理という一元的な意味をもつ閉じた領域に分割していったという論点を提示した。

第2章では、複数の地方都市の商店街における調査事例から、従来の研究が想定する「不安」による監視カメラの設置というモデルがそのまま当てはまらないことを指摘した。監視カメラの設置には、住民が社会の影響を一方的に受けるようなモデルを想定することはできず、むしろ地域社会にある様々な利害関心や人びとの関係性が複雑に絡まり合っており、そうした具体的な折衝の過程を経て監視カメラが設置されている様相が明らかにされた。それにより、従来の監視社会論の枠組みとは異なる相互行為の水準をもとにした監視化の成立過程を提示した。

第3章では、なぜ監視カメラという特定の技術に社会的な関心が集まるのかを、監視カメラがもつ独特の機制から明らかにした。人びとはコミュニティで監視カメラを運用するようになると、それを「有効なもの」と意味づけざるをえない状況に追い込まれる。そこで、人びとは監視カメラを「二重の解釈」により正当化することになる。そして、その解釈を反復する過程を通して、人びとは想像上の他者を憎悪し、防犯の

ために働くような主体が付与される。監視カメラは、人びととこうした関係性を結ぶことで、その「効果」を正当化する言説を社会的に周流させ、また人びとがつくる「コミュニティ」に確信を与えるメカニズムを備えているがゆえに、人びとに受容されるのだということを、民族社会のト占の事例を補助線に使いながら検討した。

第4章では、地方都市中心部の自治会における調査事例から、監視カメラの設置について論じている。監視カメラの設置に関与した地域住民の一部は、設置後になってから監視カメラが象徴する地域のあり方を反省的に捉え始める。住民は監視カメラを従来の公共事業と同じようなものと捉え直し、むしろ地域の持続可能性の観点が重要であることを理解し、監視カメラの設置のために組織されたコミュニティを再利用できないかと模索し始めるのである。この事例を通して、社会の監視化が進展する中においてもその意味を相対化して捉え、新たな意味の枠組みを作り出す実践の可能性を明らかにした。

終章では、これまでの事例と議論をまとめるとともに、現代における支配と実践の相克という観点から捉え直した。監視カメラ設置の事例から確認できたのは、コミュニティを媒介とした支配のあり方であった。監視カメラを設置することを通して、人びとは新たなコミュニティをつくり、それ以前は多義的な意味をもちえた空間を管理のための閉じた空間に変質させることになる。それは統治性の浸透による生活領域の一元化と捉えることができる。それに対して、監視カメラの設置後にはその意味づけに変化が認められた。それは、日常の関係性や地域の持続可能性という観点から監視カメラの存在意義を相対化することで、一元的な意味の空間を再び解きほぐす可能性をもっていた。

このように、本論文は、第1章で全体的な枠組みを提示し、第2章では冒頭の社会学的意義①について詳述した。第3章・第4章では社会学的意義の②および③について考察した。そして、終章では本論文が示してきた新たな枠組みの妥当性を検証するとともに、それを従来の社会学の議論に接続することで、本研究領域が今後進むべき方向性を提示した。以上の手順により、本論文は冒頭で示した社会学的意義を全体を通して明らかにしている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、現代社会論における重要な研究分野として注目されつつある監視社会論・監視社会研究の視座から、現代日本社会を考察した優れた論考である。

M・フーコー『監獄の誕生—監視と処罰』以後、社会統制と管理をめぐる研究は新たな展開を迎えたといわれる。本論文が問題とする監視社会論・監視社会研究は、フーコーによる「規律社会」の議論に影響をうけつつも、その後の社会変容に対応した新たな観点から現代社会を考察することを目指して、20世紀末から21世紀への転換点前後に誕生したものである。特に、2001年9月11日以後、監視と管理をめぐる研究は新たな段階に入りつつあるとされており、現在、最も活発に議論がなされつつある研究領域のひとつであるといえる。国家や行政組織による強制的管理という一元的なモデルではなく、中心を欠いた権力とそれに対応した主体の構成という監視社会論研究の視点は、今や、人々が自らの動機に基づいて能動的に監視の過程に参加するという視座を獲得しつつある。

現在、D・ライアン、M・デビスらによって進められつつあるこのような監視社会研究の成果をふまえて、本研究は、特に現代日本社会における監視カメラという具体的な事象を対象に、長期間にわたってフィールドワークを実施した研究に基づくものである。実際に監視カメラを設置した地域に入り込み、インタビューを含む綿密な現地調査を実施し、その上で、これまでの監視社会論・監視社会研究が十分に視野に入れることのなかった課題を見つけ出し、それを新たな枠組みとして理論化した本論文は、監視社会論・監視社会研究に新たな展望を生み出したものと評価できる。

まず、序章において、監視社会論・監視社会研究の流れが、M・フーコー、G・ドゥルーズなどの先行研究や、A・ギデンスなどの現代社会論の研究のなかで整理され、現代日本社会における安全・安心言説の広がりや市場による情報管理の状況が整理される。

第1章では、1960年代以後少しずつ拡大し、1990年代に入ると爆発的に全国各地に拡大・定着していった日本社会における監視カメラ設置をめぐる歴史的な変遷がまとめられる。特に2000年代に入って以後、監視カメラが、コミュニティによって管理・運営される傾向が強まってきたことが明らかにされる。

続く第2章においては、こうした日本における監視カメラ設置をめぐる推進派、批判派の両論の議論の存在を前提に、実際に監視カメラを設置した地方都市の商店街における人々の語りの分析が行なわれる。特に、推進派、批判派の言説レベルでの対立とは異なる文脈で、地域住民が監視カメラおよび地域の監視という問題をとらえている様相が鮮やかに描きだされている。地域住民は、理念的なレベルでの監視という課題意識からではなく、地域社会における多様な関係性の複雑な絡まり合いのなかで、監視カメラの受容へと向かうのである。

こうした地域住民の視線からとらえられた監視カメラ受容のプロセスを前提に、

第3章においては、監視カメラ受容後のカメラがもつ独自の規制力が、インタビュー等を通じて明らかにされる。ここで指摘された、一度受容した監視カメラが、受け入れ時の議論を超えて、住民の間に「防犯の身体」を形成していくという分析は、従来の監視社会論・監視社会研究には見られなかった視座であり、本研究のもつ大きな貢献といえる。

第4章では、自治会というコミュニティに光を当て、これまでの研究成果を地域住民と行政とのかかわりで再度考察している。ここでも、監視カメラを受容するに至る過程で、さまざまな関係性の網の目を介して議論が形成され、その上で一種の「妥協点」として監視カメラの設置に向かうが、結果として、カメラの設置がコミュニティの見直しを生み出し、地域の持続可能性という課題が新たに模索され始まるという興味深い展開が、説得力をもって展開されていく。ここで示された、カメラというメディアが、本来の監視という目的を離れ、むしろ、外部に設定された他者イメージを通じた「敵対性」を媒介に、コミュニティの再編強化へと向かうという逆説的な考察も、本論文の大きな成果といえるだろう。

最終章では、これまでの調査研究、議論の上に、現代日本社会における社会統制と管理の様相が理論的に整理される。日本の地方商店街や地方自治会における監視カメラの機能は、単に安全・安心に向けた監視と管理ということのみならず、地域の輻輳する関係性のなかで浮上したものであること、また、一度、カメラの受容が行なわれると、カメラというメディアを媒介に、新たな社会関係、新たなコミュニティ形成がなされ、結果として、地域管理の流れが生み出されて行くという説得力ある整理がなされている。

以上のように、本論文は、現在の監視社会論・監視社会研究を、監視カメラというメディアを軸に新たに読み替えようとするものであり、その視野は監視社会の議論を超えて、現代社会におけるコミュニティ形成の新たな問題群にまで迫ろうとする点で高く評価しうるものである。

本論文は、現代社会における監視カメラをめぐって以上のような新たな知見をもたらした一方で、叙述においては生硬な表現が散見され、また、見出された知見を新たな理論にまで発展させえたかといえ、やや不満が残るのは事実である。しかし、こうした点は今後の研究でさらに発展させることが可能な課題であり、本論文のもつ価値を大きく損なうものではない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2012年9月13日、審査員3名が論文内容とそれに関連した事柄についての口頭試問を行った結果、合格と認めた。